

枚方市告示第 3 8 1 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定に基づき、次のとおり特定工程及び特定工程後の工程を指定し、平成 20 年 11 月 1 日から実施する。

なお、平成 17 年枚方市告示第 367 号は、平成 20 年 10 月 31 日限り廃止する。

平成 20 年 9 月 11 日

枚方市長 竹内 脩

1 中間検査を行う区域
枚方市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、次の（ 1 ）又は（ 2 ）のいずれかに該当するもの

- （ 1 ） 住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分について床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの
- （ 2 ） （ 1 ）の用途以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分について、床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの

3 指定する特定工程

（ 1 ） 基礎工事に関する特定工程

法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。）の基礎の配筋工事を特定工程とする。ただし、当該工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。

（ 2 ） 建方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、同表の右欄に掲げる工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の当該工事を特定工程とする。

項	構 造	特 定 工 程
1	木造	屋根の小屋組の工事
2	鉄骨造	2 階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）
3	鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
5	その他の構造	屋根工事
6	1 の項から 5 の項までの構造の区分のうち 2 以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）

4 指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。）の基礎のコンクリート打込み工事を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	構 造	特 定 工 程 後 の 工 程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
5	その他の構造	壁の外装工事又は内装工事
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	3の(2)の表の6の項に掲げる工事に係る構造に対応するこの表の1の項から5の項までの構造の区分に応じて当該右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

5 適用の除外

法第18条若しくは法第85条の適用を受ける建築物又は市長が別に定める建築物については、この告示の規定は適用しない。